

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 4 章 保税地域	第 4 章 保税地域
第 3 節 保税蔵置場	第 3 節 保税蔵置場
(保税蔵置場の許可の方針)	(保税蔵置場の許可の方針)
42-1 保税蔵置場の許可は、後記 43-1 に規定する各号の要件を充足する場合（後記 43-3(2)のロ又はハに掲げる場合を除く。）に限り行うものとし、外国貨物の小売販売を目的とするものは、 <u>後記 42-15 及び 42-16 に規定する場合を除いて</u> 、許可を行わないものとする。	42-1 保税蔵置場の許可は、後記 43-1 (<u>保税蔵置場の許可の基準</u>) に規定する各号の要件を充足する場合（後記 43-3(2)のロ又はハに掲げる場合を除く。）に限り行うものとし、外国貨物の <u>輸入のため</u> の小売販売を目的とするものは、許可を行わないものとする。
(出国者に対する外国貨物の保税販売)	(税関空港の構内における出国者に対する外国貨物の保税販売)
42-15 <u>税関空港及び開港等</u> における出国者に対する外国貨物の保税販売は、その物品の <u>販売用施設（販売カウンター、ショーウィンドー及び保管棚等が置かれ、出国者に外国貨物を保税販売又は引渡す施設をいう。）</u> 又は <u>保管用施設</u> について保税蔵置場の許可を受けさせ、これに蔵置して行わせるものとする。	42-15 <u>税関空港</u> における出国者に対する外国貨物の保税販売は、その物品の <u>販売</u> 又は <u>保管施設</u> について保税蔵置場の許可を受けさせ、これに蔵置して行わせるものとする。
保税販売された物品の外国への送り出しは、法上、出国者が携帯して積戻しをするものとして、次により取り扱う。	保税販売された物品の外国への送り出しは、法上、出国者が携帯して積戻しをするものとして、次により取り扱う。
(1) 外国貨物の販売用施設及び販売用施設以外の保管用施設は、保税蔵置場とする。	<u>なお、新たに保税蔵置場の許可を行つた場合には、速やかに本省に報告するものとする。</u>
なお、保税蔵置場の許可に <u>当たっては</u> 前記 42-11 の条件のほかに、「 <u>出国者向け販売用施設に蔵置する外国貨物は、出国者向け保税販売用物品に限る</u> 」旨の条件を付するものとする。	(1) 外国貨物の販売用施設 (<u>販売カウンター、ショウウィンドー及び保管棚等が置かれる売店の施設をいう。</u>) 及び販売用施設以外の保管用施設は、保税蔵置場とする。
(2) 保税販売の対象者は、出国者（税関空港内に一時的に滞留する者で、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）による出入国手続を要しないものを含む。）とする。	なお、保税蔵置場の許可に <u>当たっては</u> 前記 42-11 (<u>許可の際に付する条件</u>) の条件のほかに、「 <u>販売用施設の部分には、出国者向け保税販売用物品以外の外国貨物を蔵置してはならない。</u> 」旨の条件を付するものとする。
(3) 保税販売 <u>及び</u> 物品の引渡しは、原則として、出国又は通過旅客待合室の <u>販売用施設</u> において出国者に直接手渡す方法により行わせる。	(2) 保税販売の対象者は、出国者（税関空港内に一時的に滞留する者で、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）による出入国手続を要しないものを含む。）とする。
(4) <u>保税販売に係る事務処理</u> 手続は、次により行わせる。	(3) 保税販売 <u>に係る</u> 物品の引渡しは、原則として、出国又は通過旅客待合室の <u>保税売店</u> において出国者に直接手渡す方法により行わせる。
イ 外国貨物を販売したときは、販売年月日、品名、数量、出国者の氏名、国籍及び搭乗予定の外国貿易機のフライト番号を記載した販売伝票	(4) <u>税関</u> 手続は、次により行わせる。
イ 外国貨物を販売したときは、販売年月日、品名、数量、出国者の氏名、国籍及び搭乗予定の外国貿易機のフライト番号を記載した販売伝票	イ 外国貨物を販売したときは、販売年月日、品名、数量、出国者の氏名、国籍及び搭乗予定の外国貿易機のフライト番号を記載した販売伝票

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>を作成させ、これに出国者の署名をさせる。</p> <p>なお、出国者の国籍及び署名については、貨物の管理状況等からみて取締上特に問題がないと認められるときは、これを省略させて差し支えないものとする。</p> <p>ロ 上記イにより販売した物品については、当該物品の品名、数量及び蔵入承認番号（ただし、他の保税蔵置場で蔵入承認を受けて保管用施設に保税運送された物品については、当該保管用施設への蔵入承認を受けるまでの間は、直前の蔵入承認番号及び保税運送承認書番号）を記載した搭載一覧表を作成させ、上記イにより作成した販売伝票とともに保存させるものとする。</p> <p>ハ 販売伝票及び搭載一覧表は、電磁的記録により保存して差し支えないものとする。</p> <p>なお、税関が必要と認めた場合には、販売伝票及び搭載一覧表を整然とした表で提出させるものとする。</p> <p><u>（入国者に対する外国貨物の保税販売）</u></p> <p><u>42-16 税関空港及び開港等における入国者に対する外国貨物の保税販売は、その物品の販売用施設（販売カウンター、ショーウィンドー及び保管棚等が置かれ、入国者に外国貨物を保税販売する施設をいう。）又は保管用施設について保税蔵置場の許可を受けさせ、これに蔵置して行わせるものとする。</u></p> <p><u>保税販売された外国貨物の本邦への引き取りは、法上、入国者が携帯して輸入をするものとして、次により取り扱う。</u></p> <p><u>(1) 外国貨物の販売用施設及び販売用施設以外の保管用施設は、保税蔵置場とする。</u></p> <p><u>なお、保税蔵置場の許可に当たっては前記 42-11 の条件のほかに、「入国者向け販売用施設に蔵置する外国貨物は、入国者向け保税販売用物品（輸出の許可を受け、未だ本邦から外国に向けて送り出されていない外国貨物を除く。）に限る」旨の条件を付するものとする。</u></p> <p><u>(2) 保税販売の対象者は、入国者とする。</u></p> <p><u>(3) 保税販売及び物品の引渡しは、入国動線の販売用施設において入国者に直接手渡す方法により行わせる。また、外国貨物の保税販売の際には、定率法第 14 条第 7 号の規定に基づく免税の範囲は、保税販売される物品と入国者が外国から持ち込んだ物品（本邦と外国の間を往来する航空機又は船</u></p>	<p>を作成させ、これに出国者の署名をさせる。</p> <p>なお、出国者の国籍及び署名については、貨物の管理状況等からみて取締上特に問題がないと認められるときは、これを省略させて差し支えないものとする。</p> <p>ロ 上記イにより販売した物品については、当該物品の品名、数量及び蔵入承認番号（ただし、他の保税蔵置場で蔵入承認を受けて保管用施設に保税運送された物品については、当該保管用施設への蔵入承認を受けるまでの間は、直前の蔵入承認番号及び保税運送承認書番号）を記載した搭載一覧表を作成させ、上記イにより作成した販売伝票とともに保存させるものとする。</p> <p>ハ 販売伝票及び搭載一覧表は、電磁的記録により保存して差し支えないものとする。</p> <p>なお、税関が必要と認めた場合には、販売伝票及び搭載一覧表を整然とした表で提出させるものとする。</p> <p><u>（新設）</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>船内にて購入した物品を含む。）とを合算した数量又は価格によって決定されることに留意し、必要に応じ、入国者に周知させるものとする。</u></p> <p><u>(4) 保税販売に係る事務処理手続は、次により行わせる。</u></p> <p><u>イ 外国貨物を販売したときは、販売年月日、品名、数量、入国者の氏名及び国籍を記載した販売伝票を作成させ、これに入国者の署名をさせる。</u></p> <p><u>なお、入国者の国籍及び署名については、貨物の管理状況等からみて取締上特に問題がないと認められるときは、これを省略させて差し支えないものとする。</u></p> <p><u>ロ 上記イにより販売した物品については、当該物品の品名、数量及び蔵入承認番号（ただし、他の保税蔵置場で蔵入承認を受けて保管用施設に保税運送された物品については、当該保管用施設への蔵入承認を受けるまでの間は、直前の蔵入承認番号及び保税運送承認書番号）を記載した譲渡一覧表を作成させ、上記イにより作成した販売伝票とともに保存させるものとする。</u></p> <p><u>ハ 販売伝票及び譲渡一覧表は、電磁的記録により保存して差し支えないものとする。</u></p> <p><u>なお、税関が必要と認めた場合には、販売伝票及び譲渡一覧表を整然とした表で提出させるものとする。</u></p>	
<p style="text-align: center;">第6節 総合保税地域</p> <p>（その他の規定の準用）</p> <p>62の15-2 前記62の15-1に規定するほか、前記第3節から第5節までの規定の総合保税地域に対する準用については、以下による。</p> <p>(1) 前記42-3から42-6まで、42-14、42-15、<u>42-16</u>、43-2、43の2-1、43の3-1から43の3-4まで及び43の4-1の規定は総合保税地域について準用する。この場合において、43-2中、「申請者」とあるのは「申請に係る一団の土地等を管理し、又は管理する法人（貨物管理者を含む。）」と、43の3-2中「法第43条の3第1項」とあるのは「法第62条の10」と、「令第36条の3第1項」とあるのは「令第51条の12第1項」と、「蔵入承認申請書」とあるのは「総保入承認申請書」と、「令第36条の3第2項」とあるのは「令第51条の12第2項」と、「令第36条の3第</p>	<p style="text-align: center;">第6節 総合保税地域</p> <p>（その他の規定の準用）</p> <p>62の15-2 前記62の15-1に規定するほか、前記第3節から第5節までの規定の総合保税地域に対する準用については、以下による。</p> <p>(1) 前記42-3から42-6まで、42-14、42-15、43-2、43の2-1、43の3-1から43の3-4まで及び43の4-1の規定は総合保税地域について準用する。この場合において、43-2中、「申請者」とあるのは「申請に係る一団の土地等を管理し、又は管理する法人（貨物管理者を含む。）」と、43の3-2中「法第43条の3第1項」とあるのは「法第62条の10」と、「令第36条の3第1項」とあるのは「令第51条の12第1項」と、「蔵入承認申請書」とあるのは「総保入承認申請書」と、「令第36条の3第2項」とあるのは「令第51条の12第2項」と、「令第36条の3第7項」と</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>7項」とあるのは「令第51条の12第7項」と、43の3-4中「3月（法第43条の3第1項の規定により税関長が期間を指定する場合には、当該指定する期間。以下この項において同じ。）以内」とあるのは「3月以内」と読み替えるものとする。</p> <p>(2)～(3) (省略)</p>	<p>あるのは「令第51条の12第7項」と、43の3-4中「3月（法第43条の3第1項の規定により税関長が期間を指定する場合には、当該指定する期間。以下この項において同じ。）以内」とあるのは「3月以内」と読み替えるものとする。</p> <p>(2)～(3) (同左)</p>